

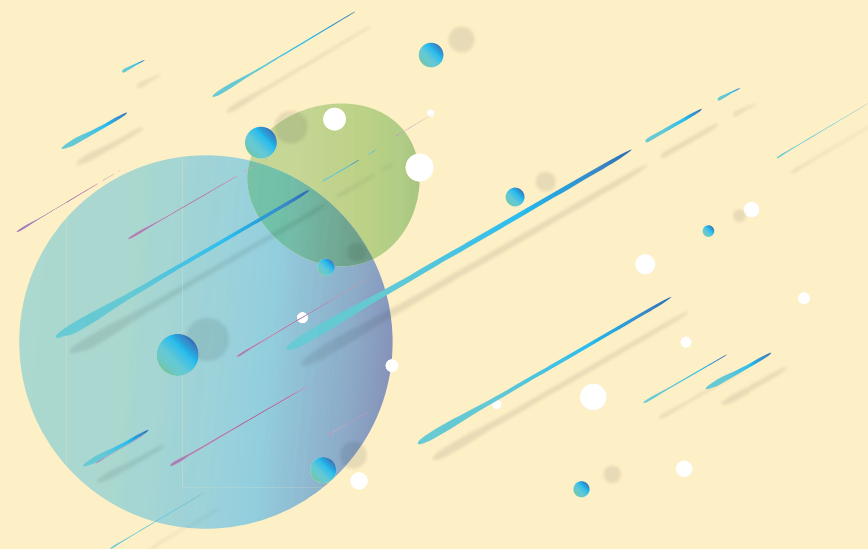
選ぶ眼、 決める力

第25号

2024.3月

目次

- ◇「持続可能な社会の創り手」を育む消費者教育
- ◇講師を派遣します「消費者教育講座」
- ◇消費者教育ウェブ教材「伊達学園」をご活用ください!



5 教科等の授業でちょっと意識して“消費者教育”やってみよう!

国語科でエステやヒゲ脱毛の契約書やサブスクリプションサービスの利用契約書を読み解けば「消費者教育」の視点が加わります。また、「消費者市民社会はどのような社会なのか」について対話を通して実現に向けた取り組みを考える、意見文を書く等すれば消費者教育を意識した学びになります。商業で、ファッション関連企業のエシカル度や食品関連企業の環境への配慮を調査すれば、キャリア教育と「消費者教育」の視点を持った学びになります。

教科等の学びで消費者教育をちょっと意識した学びに取り組めば、「持続可能な社会の創り手」を育てる学びにつながります。「消費者教育」は、人の生活そのものを学びます。あまり身構えたりせず、自分たちの生活の中から問題を見つけて調べたり考えさせたりして、その成果を自分たちの生活の中に戻すことで学びの成果を実感させたいものです。

参考・引用文献

- (1) 消費者教育推進基本法2012年4月施行 消費者庁
- (2) 民法の一部を改正する法律 2022年4月施行 法務省
- (3) 消費者教育の推進に関する基本的な方針(令和5年3月28日閣議決定) 消費者庁
- (4) いつもやっていることやん!消費者教育 武佐小Project始動 近江八幡市消費生活センター 2023年3月 <https://www.city.omihachiman.lg.jp/material/files/group/120/kyouin2022.pdf>

講師を派遣します 「消費者教育講座」

市内学校の児童・生徒を対象にした授業や行事等に、専門家の講師を派遣して消費者教育出前講座を行います。

講師

弁護士、司法書士、金融広報アドバイザー、e-ネットキャラバン専任講師、消費生活相談員 など

テーマ

- **契約の基礎知識**
売買契約の基本、契約が取り消しできる場合、クーリング・オフ制度など
- **金銭・金融教育**
上手なお金の使い方、クレジットカードの仕組みと注意点など
- **インターネットトラブルの被害にあわないために**
インターネットや携帯電話の安全安心な使い方、トラブルの予防と対策など
- **悪質商法の被害にあわないために**
若者が被害にあいやすい悪質商法の手口と対処法など

申込方法

実施日の2か月前までに「仙台市消費者教育講座申込書」に必要事項を記入してFAXでお申し込みください。(ホームページからダウンロードできます)

消費者教育ウェブ教材 「伊達学園」を ご活用ください!



◆消費者教育ウェブ教材「伊達学園」は、消費生活の基本的な知識やルール、トラブルにあった場合の対処方法などを学べる学習サイトです。



◆小学生高学年向けコンテンツ「授業でござる!」は生活やお金の使い方についての考え方や賢い買い物の仕方について学ぶことができます。

◆トップページをリニューアルし、仙台市オリジナル教材がダウンロードできるコーナーや関連リンク集、センターからのお知らせなどを掲載します。

電子教材に
リニューアル
しました!

伊達学園



「持続可能な社会の創り手」を育む 消費者教育

公益財団法人 消費者教育支援センター
主任研究員 庄司佳子



1 持続可能な社会の創り手とは?

2012年12月に施行された「消費者教育推進基本法」(以下推進法)は、消費者教育を「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育」と定義して、「消費者市民社会の形成に参画する重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む」としました。(1)

また、2022年4月からは、民法の定める成年年齢を18歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が施行され、18歳に達した者は、一人で有効な契約ができ、父母の親権に服さなくなりました。(2)さらに、高校家庭科の家計管理で「資産形成」の学びもスタートしています。

このような法律の成立・施行を受けて、学校教育でも家庭科や社会科、総合的な学習の時間等、複数の教科の中に消費者教育の内容が位置付けました。また、環境への配慮に関する学習も消費者教育の内容に含まれています。

しかし、指導する内容が増えてもその指導を行う授業時数は限られています。ですから、教員に消費者教育をしていますかと問えば、「家庭科や社会科で実施しているので自分の担当する教科は、関係ありません。」と答えますし、他の教科で指導しているかと問えば「出前講座で18歳成年について学ばせています。」「長期休暇の前にお金の使い方を指導しています。」と答えます。

国や行政、教育関係者は、「推進法」で定義された「消費者教育」や「消費者市民社会」について教員への理解を深めようとしていますが、まだまだ消費者教育は、家庭科や社会科等の特定の教科で学ぶ教育であると考えられる傾向にあります。

消費者とは、大人だけでなく子供を含むすべての人のことです。なので人は、消費者として自立し、これからの時代の社会状況に応じて、それまでに得た知識や価値観を駆使して適切な行動がとれる実践的な力を身につける必要があります。特定の教科で数時間学んだり、お金の使い方を教師から教えてもらったりするだけでは、実践的な力は育ちにくいのです。



そこで、文部科学省は、学習指導要領で「持続可能な社会の創り手」という新たな方向性を示し、学習指導要領の「前文」に、学校教育や教育課程の役割として「持続可能な社会の創り手」を育むとしました。

【小学校学習指導要領全文(平成29年度改訂)】

～これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、**持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。** ※ 中・高等学校学習指導要領等においても同旨記載

なぜ、持続可能な社会の創り手を育むことが求められているのでしょうか。それは、地球全体の気候変動や生物多様性の喪失、資源の枯渇や貧困の拡大等、人類の開発による様々な問題が起き、その状況が持続不可能だからです。日本においても気候変動による農作物等への影響が顕著になっていますし、海外から食料の6割余りを輸入し、その多くを食品ロスとして廃棄しています。格安の衣服も過酷な労働環境で大量生産され、大量消費しています。

「持続可能な社会の創り手」は、持続不可能な状況にある地球の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるようにする教育なので、特定の教科で学ぶだけでなく、学校の教育課程で実施するすべての教科の学びで育てます。この「持続可能な社会の創り手」を育てる教育は、消費者教育の目指す方向と重なっているのです。

2 学校に期待される〇〇教育が多く、「消費者教育」まで手が回りません？

学校教育に期待されることは、あらゆる方面から次々と出されています。しかし、そのひとつひとつに対応するための授業時間数は、確保されていないので、先生方からは「消費者教育まで手が回りません。」となるのです。

しかし、ここで次々と出される〇〇教育について、推進法の立場から考えましょう。推進法第3条第7項では、「環境教育、食育、国際理解教育等」を、消費生活に関連する教育として有機的な連携を図ることを求めています。そしてこれらの教育も消費者の自立を支援し、消費者市民社会の育成に参画することの教育に相乗効果をもたらすとしています。

つまり、〇〇教育が多くて消費者教育まではやり切れませんではなく、〇〇教育の学びに「消費者の自立」、「消費者市民社会」という視点を加えて指導します。新たに指導時間を確保するのではなく、教科等の学びに「消費者教育の視点」を組み入れるのです。

例えば、小学校の給食指導で「なぜ毎日牛乳がついているのかな？」と考えさせます。牛乳に含まれる栄養素の体内での働きの視点から学ぶことが多いのですが、そこに、生産者の立場や子牛が飲むはずの生乳を人間に提供しているという視点に気づかせる問いかけをしてみましょう。牛乳を消費する消費者の一人としての立場からふり返ることで、新たな気づきがあるはずで、食育と消費者教育の相乗効果による充実が図れます。

また、国際理解教育では、「児童労働」を取り上げて「どうして子供が学校に行けないのか」と問いかけ、文字が読めないことによる危険やキャリア教育の視点からの学びを展開します。そこに児童労働に頼る生産者の収入の低さや安い価格で買い取り、安く販売する仕組みの弊害を組み入れて学ぶことで、サステナブル・ラベル等の「消費者教育」につながります。

理科では、小学校6年生で「地球に生きる①人と環境とのかかわり ②環境を守る ③環境の変化に対応する」(東京書籍)、中学校3年生で「持続可能な社会をつくるために 30年後の社会」(東京書籍)の学びがあります。消費生活が環境に及ぼす影響という消費者教育の視点から学ぶことができます。

3 消費者教育の目指す学びは？

推進法は、令和5年3月に令和11年度までの7年間を対象とした「消費者教育の推進に関する基本的な方針」で以下の視点を示しています。(3)

- ◆ 「教えられる」だけでなく、消費者による自ら及び相互に「学ぶ」「考える」「行動する」ことを促進する
- ◆ 多様な消費者の特性を踏まえたきめ細やかな方法や内容の工夫をする(特に若年者、高齢者等)
- ◆ デジタル化に対応した消費者教育を推進する
- ◆ 消費者市民社会の一員としての行動を促進する

ここで注視したいのは、「教えられる」だけでなく消費者による自ら及び相互に「学ぶ」「考える」「行動する」を促進すると示された点です。この視点は、文部科学省が目指す資質・能力の三つの柱の「どのように学ぶか『主体的・対話的で深い学び』であるアクティブ・ラーニング」とつながります。「主体的・対話的で深い学び」では、問題解決的・探究的な学びを通して、自分自身や地域、世界の課題に立ち向かう術を身につけさせますが、消費者教育においても同じことが期待されています。問題解決的・探究的な学びを通して、消費者が大量生産・大量消費・大量廃棄の経済の波に流される存在から、持続可能な社会・経済の実現に向けた舵取り役になることを目指すのです。この学びが「消費者市民」「消費者市民社会」につながります。

4 社会科の授業でちょっと意識して“消費者教育”やってみた！(4)

社会科の授業に消費者教育の視点を加えた小学校3年生の授業を紹介します。

◀ いつもやっていることやん！消費者教育 ▶ 近江八幡市立武佐小学校 坂本 潤 教諭 実践

教科・単元	社会科「わたしたちのくらしとまちではたらく人々」
目 標	販売の仕事は、消費者の多様な願いを踏まえ売り上げを高めるよう、工夫して行われていることを理解し、見学・調査したり地図などの資料で調べたりして、白地図などにまとめる。消費者の願い、販売の仕方、他地域や外国との関わりなどに着目して販売に携わる人々の仕事の様子を捉え、仕事に見られる工夫を考え、表現する
消費者教育の視点	お豆腐の選択を通して、生産者や販売者の工夫と消費がもつ影響を理解し、場に応じて適切に意思決定できる力